

泉南市各プール管理業務仕様書

泉南市内にある学校プール（10施設）において、プール使用期間中の管理業務の内容を下記によるものとする。

管理期間 6月中旬から8月中旬まで（学校により異なるため後日調整）

- ・ 学校使用期間、一般開放中の業務内容については別紙の通りとする。
- ・ 学校使用期間・一般開放期間中にもプールによって各種団体が使用する場合もある。

勤務時間 統括責任者（2名）及び管理者（各プール1名）

- ・ プールの清掃が終わりプール槽の水張りから配置する。
- ・ 学校使用期間中 午前9時から午後4時まで
- ・ 一般開放中 午前10時から午後4時まで

プール使用の時間によって、勤務時間の変更をお願いする場合があります。

監視員 （別表の配置人数及び配置図のとおり配置する）

- ・ 一般開放中 午後1時から午後4時まで

※統括責任者・管理者・監視員についての資格、業務内容については別紙①②のとおりとする。

循環ろ過機の点検

シーズン前の運行前点検、シーズン終了後の運行後点検、及びろ過機のメンテナンスについては管理業者が責任を持って行うこと。また、運営期間中についても必要に応じメンテナンス等を行うこと。

プールの備品及び消耗品

プール水の消毒用塩素などプール運営に必要な備品及び消耗品等については教育委員会が用意するものとする。（必要な物の決定は教育委員会と協議の上決定する）ただし、教育委員会から必要消耗品の引渡しを受けたあとは管理業者が責任を持って管理し各プールに配布すること。

プール遊泳期間中の清掃

プール遊泳期間中のプール槽の清掃は、水中用プールクリーナーを用い、最低週に1回は清掃を行うこととする。

賠償責任等について

プール一般開放期間中（7月21日～8月10日）の遊泳者に対する損害保険については、次の条件を満たすように管理業者が加入すること。ただし、管理業者が故意、または過失において施設及び利用者に与えた損害については、管理業者に対して教育委員会から損害賠償を請求できることとする。

保険期間 平成23年7月21日～平成23年8月10日まで

保険内容 身体傷害保険 1名につき 100,000千円（免責金額1千円）

1事故 200,000千円（免責金額1千円）

※保健加入後速やかに保険証書の写しを教育委員会に提出してください。

統括責任者・管理者・監視員の通勤及び入金への補償について

統括責任者・管理者・監視員の通勤途中の事故等による補償については、管理業者の責任によって行うこと。また、入場料の入金に関する事故等による補償についても管理業者が責任をもって行うこと。

その他

その他、プールの運営上生じてくる事項については、その都度管理業者と教育委員会とで協議して決定していくこととする。

プール管理組織

教育委員会（プール運営にかかる全体の総括）



管理請負会社（プールの管理運営の施行者）



プール統括責任者（2人）



各プール管理者（10人）



プール監視員（配置表に従う）

プール統括責任者

統括責任者とは、常に各プールを巡回しながら管理者の指導等を行い、全プールが良好に管理運営できるように業務する者。詳細については5ページの通り。

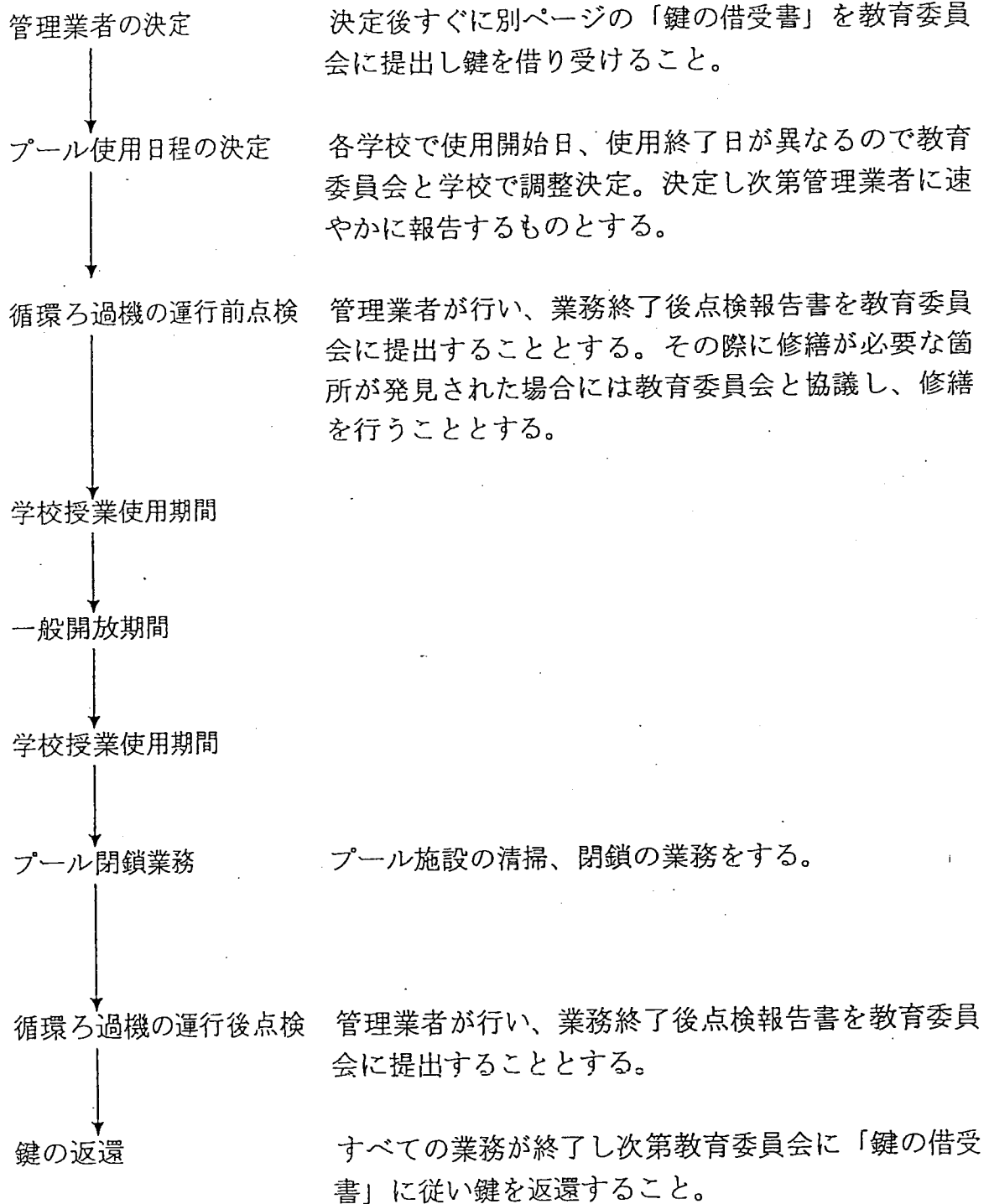
プール管理者

各プールに1人ずつプールの運営管理の専門知識をもつ者を管理者として配置する。管理者は配置されたプールの責任者として統括責任者の下、良好なプールの管理運営に努める。詳細については5、6ページの通り。

プール監視員

一般開放中の遊泳者の監視業務、その他諸業務を行う者を監視員とする。詳細については6ページの通り。

プール運営管理の流れ



統括責任者・プール管理人・監視員の業務内容

統括責任者（2名）

（社）日本プールアメニティ施設協会が実施するプール衛生管理者講習会を修了し、プールの運営管理の専門知識をもつ、プール衛生管理者及びプール施設管理士の有資格者を統括責任者として配置する。統括責任者は管理運営を良好に行うために各プール責任者の指導を行うこと。また、市内各プールを常に巡回し、そのつど必要と思われる事項を各プール責任者及び監視員に随時指導していくこと。さらに、各プール責任者が判断困難な問題が発生した場合には適切な指導を行うこと。

勤務期間 市内いずれかのプールに水が張られ、ろ過機の運転等プールの管理が必要になったときからすべてのプールを閉鎖するまで。

勤務時間 学校授業使用期間中 午前9時～午後4時まで（7時間）
一般開放期間中 午前10時～午後4時まで（6時間）

プール管理者（10名）

- ・ プール管理者は配置されたプールの責任者という自覚を持ち、良好なプール運営に努めること。
- ・ プール管理者は施設の保全、衛生面及び大阪府遊泳場条例に基づく水質等の管理を行い、教育委員会の指定する管理日誌に水質の状況及びその他必要な事項を、責任を持って記入すること。
- ・ ろ過機の運転、塩素の注入等は原則プール管理人が行い、故障等を発見した場合には管理運営会社及び教育委員会に速やかに報告し対策を講じること。
- ・ プール管理者は各プールに配置されている監視員を適切に指導し、遊泳中に事故のないように努めること。
- ・ プール管理者は万一事故が起こった場合には、別ページに記載している緊急時の対処に従い処置を行うこと。
- ・ 入場料の集計及び入金 は別ページの「入場料金について」に従い、プール管理者本人が行うこと。
- ・ 教育委員会が預ける各プールの錠は、プール責任者が責任を持って管理し、プールの開錠・施錠を行うこと。
- ・ その他、学校授業使用期間及び一般開放期間中の業務内容の詳細については別ページ「学校授業使用期間の業務内容」「一般開放の営業内容」の通りとする。
- ・ 各プールで起こる問題等については現場責任者であるプール管理人が判断し対処することとするが、プール責任者において判断が困難な場合は統括責任者、管理運営会

社、教育委員会に判断を仰いで決定すること。

勤務期間 配置されるプールに水が張られ、ろ過機の運転等プールの管理が必要になったときからプールを閉鎖するまで。

勤務時間 学校授業使用期間中 午前9時～午後4時まで(7時間)

一般開放期間中 午前10時～午後4時まで(6時間)

監視員(監視員配置人数表【別表①】に従う)

日本赤十字社又は消防署等が行う水上安全法・救急法の訓練を受けた者を8ページ監視員配置表に従って各プールに配置する。服装については、ひと目見て監視員とわかる(統一されたTシャツ等)救助作業にふさわしいものであること。監視員の業務内容及び留意事項は、下記の通りとする。

勤務期間 7月21日～8月10日まで

勤務時間 午後1時00分～午後4時00分まで(3時間)

※準備等で午後1時00分では間に合わない場合はこの限りではない。

業務内容

- ・遊泳中の監視業務 別図にある各プールの監視配置図のとおり配置し、監視中は事故のないように全神経を集中して監視すること。万一事故を発見した場合には、訓練を受けている水上安全法・救急法を活用し、ページにある「緊急時措置」に従い迅速に対処すること。
- ・諸業務
 1. 受付
 2. ロッカーキーの交換
 3. 駐輪場の整理
 4. 準備体操及びシャワーを遊泳者にさせる。
 5. 開場前、閉場時の清掃作業
 6. その他雑務

留意事項

1. 監視員は、監視にあたる際は命を預かる仕事ということを十分に認識し、全神経を集中して監視にあたること。
2. 監視員は、プール利用者の全体の監視員であるから、一部の利用者とは話し込んだり遊んだりなど絶対にしないこと。
3. 浮き輪等を付けている利用者には溺れないよう注意を喚起する。
4. 気分の悪い利用者を発見したり、利用者から訴えがあった場合には、速やかに監視室及び管理室に連れて行き、プール管理人に報告・引継ぎをし、すぐに自分が配置されている監視場所に戻ること。
5. 監視中の携帯電話の所持は絶対に認めない。
6. 統括責任者及びプール管理人の指示に従い、安全で良好なプール運営に努めること。

プールの統括責任者及び各プール管理者について

- ・各プールに現場責任者としてプール運営を熟知した者を管理者として1名配置し、プールの運営管理に関する資格（所有している資格がわかるもの「修了書の写しなど」を教育委員会に提出してください）をもつ者を全プールの統括責任者として2名おくこと。
- ・統括責任者はプールが健全に運営されるように各プールの管理者を指導していくこと。
- ・統括責任者は、プール開放中は常に市内各プールを巡回し必要な指導、管理をしていくこと。
- ・各プールの管理者は配置されたプールの責任者という自覚を持ち、良好なプール運営を行うこと。
- ・管理者はプールの施設の保全、衛生面及び大阪府遊泳場条例等に基づき水質等の管理を行い、市の指定する管理日誌に責任を持って記入すること。
- ・管理者は監視員を指揮して、事故の無いよう運営に努めること。
- ・管理者は万一事故が起こった場合には別紙に定める緊急時の対処法に応じて処置を行うこと。
- ・管理者の業務として、徴収した入場料を責任を持って集計し、教育委員会事務局まで入金すること。
- ・管理期間中の午前中に教育委員会及びその他団体が使用する場合は、管理者はプールを良好に使用できるように努めること。
- ・教育委員会が預ける各プールの鍵は管理者が責任を持って管理し、プールの開錠・閉錠を行うこと。
- ・各学校プールは教育施設となっているため、管理者は全面禁煙を徹底指導すること。

プール監視員について

- ・監視員は、必ず日本赤十字社等が行う水上安全法・救急法の訓練を受けたものとする。
- ・監視員は各プールに別表に定める人数及び配置図に従い必ず配置すること。
- ・監視員は管理者の指示に従い事故の無いよう業務に努めること。
- ・遊泳休憩時間中についてもプールサイド巡回を必ず行うこと。
- ・監視員は遊泳の監視だけでなく、遊泳者に準備体操、足洗い場でのシャワー等必ず行わせること。
- ・万が一事故等を発見した場合には、速やかに救助、処置等をして管理者に報告すること。
- ・監視員の服装は第三者が一目見て監視員とわかる服装（統一された T シャツ、帽子等）を着用し名札をつけること。
- ・監視員は各学校プールを教育施設と十分認識し、業務に従事すること。

泉南市学校プール住所及び監視配置人数

プール名	住 所	電話番号	監視員人数		管理者
			大プール	小プール	
西信達中学校プール	泉南市岡田三丁目24-1	482-1578	大プール	4	1
			小プール	1	
			他諸業務	2	
砂川小学校プール	泉南市信達市場450-6	482-1633	大プール	4	1
			小プール	1	
			他諸業務	3	
新家小学校プール	泉南市新家975	483-7978	大プール	3	1
			小プール		
			他諸業務	3	
樽井小学校プール	泉南市樽井四丁目29番1号	483-7923	大プール	3	1
			小プール		
			他諸業務	2	
信達小学校プール	泉南市信達牧野861	483-8469	大プール	4	1
			小プール	1	
			他諸業務	3	
新家東小学校プール	泉南市兎田729-3	482-0209	大プール	4	1
			小プール	1	
			他諸業務	2	
雄信小学校プール	泉南市男里三丁目11番1号	483-7531	大プール	4	1
			小プール		
			他諸業務	2	
一丘小学校プール	泉南市新家285-7	485-1993	大プール	4	1
			小プール		
			他諸業務	2	
東小学校プール	泉南市信達金熊寺561	485-2029	大プール	3	1
			小プール		
			他諸業務	2	
鳴滝小学校プール	泉南市鳴滝一丁目1	483-0049	大プール	4	1
			小プール	1	
			他諸業務	3	
			計	66	10

統括責任者（全体で2名）

○大プール・小プールの人数については、入泳時間中は必ず配置させる人数。

○他諸業務については、受付・シャワー・準備体操を入泳者に行わせるなどの業務のこと。

○標記の人数はあくまでも最低限必要とする人数であるので、これよりも多くの人数を各プールに配置することもいとわない。

学校授業使用期間中の業務内容

(統括責任者・プール管理人)

勤務期間 6月中旬～7月20日まで
(日程については各学校で異なるため教育委員会と協議し決定する)
休みについては各学校と同じとする。

勤務時間 午前9時から午後4時まで(7時間勤務)

業務内容

1. 鍵の開錠、施錠
プールの鍵の開錠、施錠及び鍵の保管はプール管理者が責任を持って行うこと。
2. プールの水質管理
別紙③の水質の管理要領に従って、水質を良好に管理する。
3. 施設内の清掃
プール槽、プールサイド、脱衣室等の施設内の清掃
※脱衣室のロッカー及びすべてのドアノブは消毒液等を用いて消毒清掃すること。
4. 管理日誌の記入
別ページの様式の教育委員会が指定する管理日誌に責任を持って記入すること。
5. 授業準備への協力
各学校の現場職員から授業の準備の協力の要請があった場合には、できる限りの範囲内において協力をすること。
6. 他団体の使用
学校授業使用期間中にも他団体の使用があるが、管理者はその団体がプール施設を良好に使用できるように努めること。

一般開放について

開放期間

- ・ 7月21日から8月10日まで（別添開放予定表の通りとする）
- ・ 天候等により遊泳を中止する場合もあり、そのときは教育委員会が判断し決定する。

開放時間

一般開放期間中の運営時間は下表の通りの時間帯で開放し業務に従事する。

13:00～13:10	受け付け、開放準備
13:10～13:15	遊泳者ラジオ体操
13:15～13:45	1回目遊泳
13:45～13:55	遊泳者休憩（1名巡回監視）
13:55～14:25	2回目遊泳
14:25～14:35	遊泳者休憩（1名巡回監視）
14:35～15:05	3回目遊泳
15:05～15:15	遊泳者休憩（1名巡回監視）
15:15～15:45	4回目遊泳
15:45～16:00	後片付け及び清掃。

16時でプールを閉錠、入場料を管理者が教育委員会事務局まで運搬、入金し、管理日誌を担当職員に提出し検印を受けること。

業務内容

- ・ 上記表の開始時間までにプール場内、更衣室、トイレ等の清掃及び監視台、パラソル、ベンチなどの設置等を行う。
- ・ 開放時間中は別紙②及び別表①による監視業務、その他諸業務を行う。
- ・ 上記表の遊泳時間終了後、プール場内、更衣室等の点検及び監視台、パラソル、ベンチ等を収納し業務を終了する。

管理業務期間が終了したときは、管理業務終了チェック表に基づいて片付けをし、教育委員会に報告をすること。尚プールから出たごみ等は管理者が責任をもって処分すること。

学校及びその他団体の使用期間について

使用期間

- ・ 6月中旬から8月上旬まで
(ただし、学校により日程が異なるため教育委員会と調整を行うものとする。)

業務内容

- ・ 管理者は定められた時間までに勤務プールに出勤し、学校の授業等が良好に行われるように水質・施設の管理に努めること。
- ・ 管理期間中に教育委員会及びその他団体が使用する場合があるが、統括責任者及び管理者はプールを良好に使用できるように努めること。
- ・ 統括責任者及び管理者は水泳授業の準備業務など現場職員から要請があった場合にはできる限りの範囲で協力すること。
- ・ 管理者は教育委員会が定めた管理日誌に責任を持って記入すること。

一般開放の営業内容

営業期間 7月21日～8月10日

営業日 Aグループ（新家・樽井・一丘・東）

7月21日、24日、27日、30日、8月2日、5日、8日

Bグループ（砂川・雄信・鳴滝）

7月22日、25日、28日、31日、8月3日、6日、9日

Cグループ（西信達・信達・新家東）

7月23日、26日、29日、8月1日、4日、7日、10日

営業時間 下記の表及び1.～10.の流れに従って営業をする。

13:00～13:10	受け付け開始、開放準備
13:10～13:15	遊泳者ラジオ体操
13:15～13:45	1回目遊泳
13:45～13:55	遊泳者休憩（1名巡回監視）
13:55～14:25	2回目遊泳
14:25～14:35	遊泳者休憩（1名巡回監視）
14:35～15:05	3回目遊泳
15:05～15:15	遊泳者休憩（1名巡回監視）※最終の受付
15:15～15:45	4回目遊泳
15:45～16:00	後片付け及び清掃

※15:10以降の入場希望についてはお断りさせていただきます。

1. プール開放準備（プール管理者・監視員）

プール管理者は10時までに出勤し、開放の準備（循環ろ過機の運転、点検及び※施設の清掃等）をすること。また監視員を指示し監視台の設置等の準備も営業開始前に行っておくこと。

※清掃はプールサイドの掃除、トイレの掃除、更衣室及びロッカーの掃除をすること。ロッカーやトイレの入り口等のドアノブについてはオスバン溶液を利用して消毒清掃すること。

2. 監視員の持ち場ローテーションの決定（プール管理者・監視員）

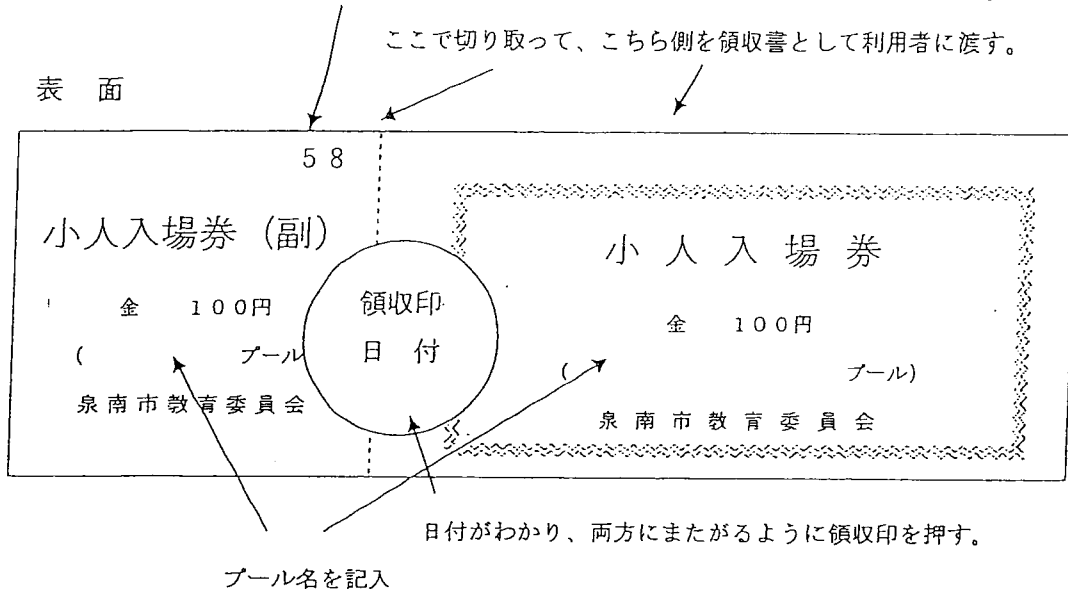
プール開場までに、プール管理人はその日業務にあたる監視員を指揮し、配置のローテーションを決めておくこと。監視員は決まったローテーションをよく理解して持ち場の交代等を迅速に行えるようにしておくこと。

（例）1. 受付業務→2. 大プール監視→3. 準備体操業務→4. 大プールの監視
→5. 事務所待機及び放送 等

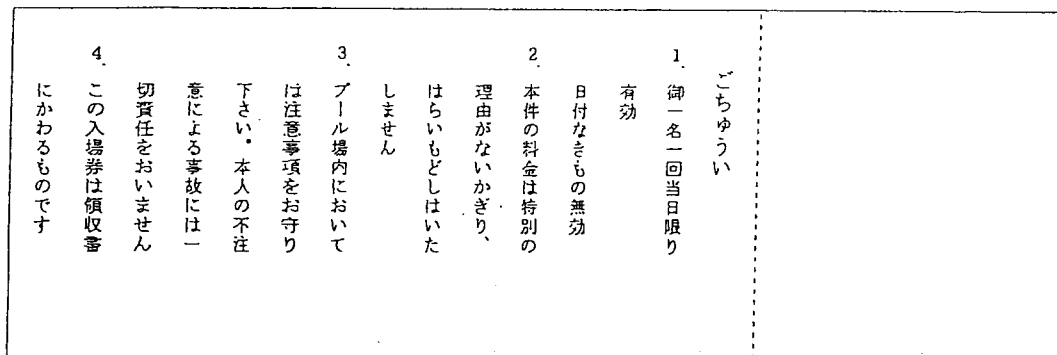
3. 受付業務（監視員）

別ページの「入場料金について」に従い入場料を徴収し、教育委員会が用意している入場券に領収印を押し、その半券を入場者に渡す。この時に裏面もよく読んでもらうこと。またこの時にロッカーの鍵も入場者に渡す。受付の開始時間は午後1時からとし、受付の終了時間は15時10分までとする。15時10分以降に来場する利用者については受付の終了を説明し、丁寧にお断りさせていただくこと。

鉛筆書きでいいので、1日ごとにその日の入場者がわかるように番号を書いていく。



裏面（注意事項を利用者によく読んでもらう）



4. 準備体操及びシャワー（監視員）

受付を終了し着替えを済ませた入場者に準備体操をさせること。営業開始時の準備体操は、その時点で入場している入場者全体及び監視員でラジオ体操第1を放送して行うが、それ以降に入場してきた者については準備体操の位置に配置されている監視員が随時準備体操をさせること。また、体操が終了したらシャワーに誘導し入念にシャワーを浴びさせてから入水させる。遊泳中にトイレに行った者についても再度入水するときはシャワーを必ず浴びさせること。遊泳を終えて帰る者にもシャワーを必ず浴びさせること。

5. プールへの入水及び休憩（監視員）

準備体操、シャワーが終了したら上記の時間割表に従ってプールへの入水を放送によって知らせる。プールへの入水の前に監視員は必ず2人で決めている指定された監視場所に配置が完了していること。入水及び休憩時の放送の内容は下記の通りとし、乱暴な言葉遣いは絶対しないこと。

休憩に入るときはプールを監視していた監視員は全員がプールから上がったことを確認し、監視台を倒してから引き上げること。休憩中についても最低1名がプールサイドを巡回し安全の確保を図ること。

放送の内容

入水時 「飛び込まずに後ろ向きにゆっくりとプールへ入ってください。」

休憩時 「休憩時間です。プールサイドに上がって休憩してください。」

6. 遊泳時の注意（プール管理者・監視員）

遊泳中監視員は事故のないように全神経を集中して監視にあたること。また次の事項に注意し、利用者に必ず守らせるようにすること。また、注意するときには乱暴な言葉を使わずに注意すること。どうしても注意を聞かず、他の利用者の迷惑になるとプール管理者が判断した場合は退場させることもできることとする。退場させる場合は別ページの「入場料金について」に従って料金を返還し退場させること。

遊泳に関する注意事項

- ・ プールサイドを走らせない。
- ・ 他の利用者に迷惑になるような行動をさせない。
- ・ プールサイドでの飲食をさせない。
- ・ プールへの飛び込みをさせない。
- ・ プールにおいて何者も裸足の徹底。

7. 入場者、入場料の集計（プール管理者）

プール管理者は、最終の受付を済ませた後、責任を持ってその日の入場者、入場料の集計を行い、別ページにある管理日誌および料金集計表に記入すること。

8. 遊泳時間の終了（監視員）

15時45分をもってその日の遊泳を終了する。その際の放送の内容は下記の通りとする。「ただいまをもちまして本日の遊泳終了です。シャワーを浴びて忘れ物のないように帰ってください。」

9. 後片付け（プール管理者・監視員）

利用者全員がプールから出たことを確認した後、プール管理者は監視員を指揮して後片付

けをすること。後片付けは監視台、パラソル等の日よけ、プールサイドの清掃等とし、最後は更衣室の忘れ物の確認をし、簡単な清掃をすること。

10. 業務の終了（プール管理者）

16時をもってその日の営業を終了とし、プール管理者が責任を持って各箇所点検、鍵の施錠をすること。

注意事項

1. 万一事故が起こった場合には、ページの「緊急時措置」に従って対処すること。

2. 光化学スモッグ注意報及び警報が発令された場合の対処。

注意報若しくは警報が発令された場合には、平日の場合には ページ、土曜・日曜・祝日の場合には ページの連絡網により下記の要領で各プールにおいて対処すること。

注意報…平常どおり遊泳を続けてもよいが、放送により利用者に注意を喚起する。

「お知らせします。ただいま光化学スモッグ注意報が発令されていますので、気分が悪くなった人、体調がおかしいと感じた人はプールから上がってできるだけ日陰のところで休憩してください。」

警報…遊泳時間中であればいったん全員プールから上げて建物の中（更衣室、廊下等）に避難させる。営業中止、若しくは再開の連絡が教育委員会からあるまではそのまま待機。中止になった場合は避難中の利用者に入場料を返金（ ページ）して帰宅してもらう。営業開始前に発令された場合は入り口門に「光化学スモッグ警報発令中」の看板を掲げ、教育委員会からの指示があるまでは開門しないこと。

「お知らせします。ただいま光化学スモッグ警報が発令されました。全員プールから上がって監視員の指示に従って避難してください。また気分が悪くなった人は近くの監視員まで申し出てください。」

3. 雷が発生した場合

遊泳中に雷が発生した場合には、現場管理人の判断で危険と感じられたら速やかに遊泳者をプールから上げ、屋根のある場所まで避難させる。判断が困難な場合には、教育委員会等に指示を仰ぐこと。営業中止の連絡が教育委員会からあった場合には、避難中の利用者に入場料を返金して帰宅してもらう。

4. その他プールの営業を中止する場合などは光化学スモッグ連絡表を使って教育委員会から連絡することとする。

プール一般開放期間中の水の管理について

一般開放期間中のプール管理人による水の管理については下記に従って行い、できるだけ節水にも配慮してください。

営業日の水の管理

10:00 プールに出勤

残留塩素の測定

ろ過機の点検（塩素注入量の調節）

※小プールなど、塩素濃度の調整が難しいプールについては、塩素注入機に補給する塩素の量などを少なくするなどの工夫をし、こまめに濃度の測定を行って別紙に定める水質基準を保持できるよう努めてください。

11:00 残留塩素の測定（塩素注入量の調節）

13:00 プールへの給水（オーバーフローをさせるため）

残留塩素の測定（塩素注入量の調節）

13:45 残留塩素の測定（塩素注入量の調節）

14:25 残留塩素の測定（塩素注入量の調節）

15:05 残留塩素の測定（塩素注入量の調節）

15:40 プールへの給水停止

ろ過機の点検

営業が休みの日の水の管理については、休日はプールへの給水は行わず、ろ過機だけを運転するようにして下さい。塩素については、休み前日の最後に塩素注入機に翌日分の塩素を補給し、調整メモリを最小限に絞って帰ってください。営業が休みの日でも1回は必ず残留塩素の測定を行って水質基準を保持できるようにして下さい。

<備考>

基本的にプールへの給水については、遊泳中（一般開放の場合は午後）のみとしてください。しかし、濾過機の逆洗作業等の場合はプールの水位が減少するために給水を行ってください。残留塩素濃度については、小プールなど非常に濃度の調整が難しいと思われませんが、塩素注入機に補給する塩素の量などを少なくするなどの工夫をし、別紙にある水質基準を保持できるように最善の努力を行ってください。また開放期間中プールに藻が発生したり、プールの水の中に異物などが入っている場合がありますが、そんなときは教育委員会に連絡して指示に従って対処してください。

プール水の水質管理要領

プールの水質管理等については大阪府遊泳場条例に基づき、下記の通りとする。

遊離残留塩素濃度	<p>☆基準値 0.4～1.0mgを確保すること。</p> <p>☆測定方法 比色法 (DPD法)</p> <p>☆測定については管理日誌の時間に従い (1日最低4回) プールの中心・端の水を採水して測定する。</p>
p h	<p>☆5.8～8.6 (補給水で調整)</p> <p>☆測定方法 比色法 (BTB法)</p> <p>☆測定は1日1回</p>
プール槽内のゴミ	<p>☆浮遊しているゴミ (木の葉、虫) 等についてはプールに設置しているアミ等を用いて清掃すること。</p> <p>☆沈殿しているゴミ (砂、その他) 等については、水中用クリーナーを用いて発見し次第清掃すること。</p>
遊泳中の オーバーフロー (補給水)	<p>☆一般開放期間中は常に満水の状態とし、遊泳中は必ず補給水しプール水をオーバーフローさせておくこと。(細かいゴミ、又は死滅した菌類の排出、p h値の調整、過マンガン酸カリウム消費量の調整)</p>
その他	濁度の測定

入場料金について

プール利用可能者

小プール 3歳以上（保護者付き添い要）

大プール 原則、身長120cm以上の小学生

（但し、身長120cm未満の小学生でも保護者が付き添って遊泳する場合には可とする。この場合は保護者1名に対し遊泳者2名までとの旨を併せて受付の際によく説明しておくこと。）

小人 100円

原則として中学生以下の利用者を小人として扱い、入場料金を徴収する。しかし、下記のような場合には料金の徴収はしないこととする。

- ・保護者の付き添いがなければ遊泳できないような幼児（小学生未満）は無料とする。従って保護者がついていない限り遊泳はさせない。そのさい付き添いの保護者にはその旨を料金徴収時によく説明しておくこと。（保護者からは入場料を徴収する。）

大人 200円

原則として高校生以上の利用者を大人として扱う。子供の付き添いだけで、本人が遊泳しない場合があるが、プール場内で起こるかもしれない事故について保障対象になることから、入場料として料金は徴収することとする。

入場料を返金する場合

下記のような場合には、料金を返還することとする。

- ・遊泳中に光化学スモッグ警報・雷・大雨などが発生し、遊泳の中止を教育委員会が決定した場合は、プール場内で待機している利用客に入場料を返還し帰宅してらう。
- ・遊泳中に他の利用客に迷惑をかける行為や、事故につながる行為を行い、何度注意しても注意を聞かない場合は料金を返還してプール場内から退場してもらう。

（例：プールサイドを走る、プールに飛び込む、他の利用客に暴力をふるう、プールサイドで飲食又は飲酒等をする 等）

領収券の発行

入場料を徴収した際に領収券（半券）を発行する。当日内であればいったん施設外に出ても、当日発行とわかる券の提示があれば再入場を認めることとする。

入場料を返金する場合

下記のような場合には、料金を返還することとする。

- ・ 遊泳中に光化学スモッグ警報・雪・大雨などが発生し、遊泳の中止を教育委員会が決定した場合は、プール場内で待機している利用客に入場料を返還し帰宅してらう。
- ・ 遊泳中に他の利用客に迷惑をかける行為や、事故につながる行為を行い、何度注意しても注意を聞かない場合は料金を返還してプール場内から退場してもらおう。

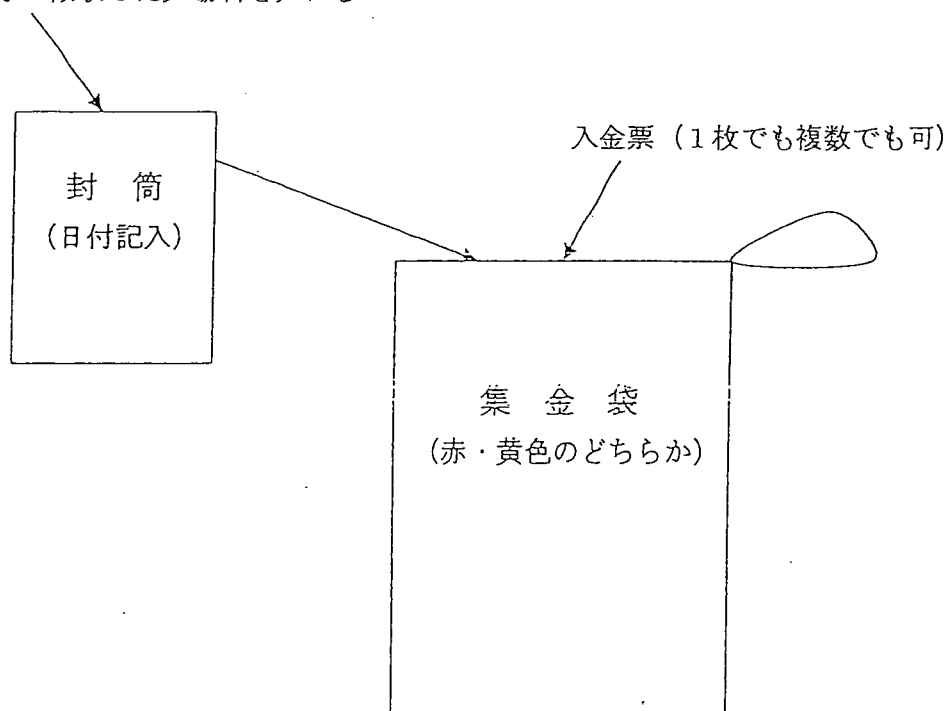
(例：プールサイドを走る、プールに飛び込む、他の利用客に暴力をふるう、プールサイドで飲食又は飲酒等をする 等)

入場料の入金（下図）

入場料の入金については原則月曜、水曜、金曜日とし、方法については下記の通りとする。

1. 毎日の入場者数、入場料を指定の入金票に記入する。入金票は複数日記入可。
2. 徴収した入場料及び入場券（副）を、教育委員会から配布されている封筒に1日ごとにに入れる。
3. 教育委員会から配布されている集金袋（赤色・黄色）に入金票と一緒に入場料の入った封筒を入れる。
4. 上記の午前中に教育委員会まで入金し、その場で教育委員会職員による確認を受け、別ページにある「入金控え」の用紙に教育委員会職員の受領印をもらう。

1日分の徴収した入場料を入れる



プール入場料の徴収について

大人 200円 子供 100円

子供について

原則として中学生以下の利用者を子供として扱い、入場料金を徴収する。しかし、以下のような場合には料金の徴収はしないこととする。

- ・保護者の付き添いがなければ遊泳できないような乳幼児（幼稚園児以下）は無料とする。従って保護者がついていない限り遊泳はさせない。そのさい付き添いの保護者にはその旨を料金徴収時によく説明しておくこと。（保護者からは入場料を徴収する。）

大人について

原則として高校生以上の利用者を大人として扱う。子供の付き添いだけで、本人が遊泳しない場合があるが、プール場内で起こるかもしれない事故について保障対象になることから、入場料として料金は徴収することとする。

入場料を返金する場合

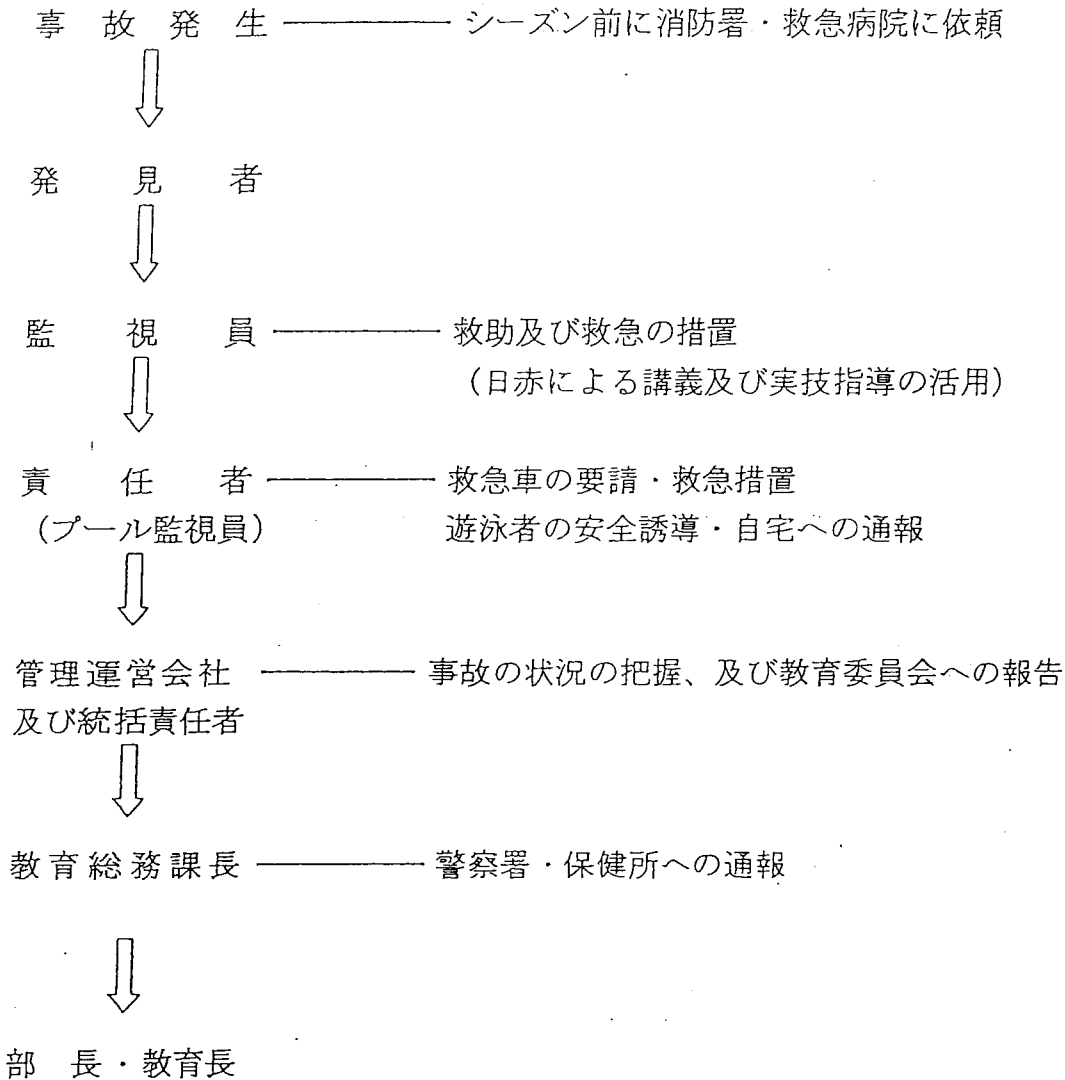
下記のような場合には、料金を返還することとする。

- ・遊泳中に光化学スモッグ警報・雷・大雨などが発生し、遊泳の中止を教育委員会が決定した場合は、プール場内で待機している利用客に入場料を返還し帰宅してらう。
- ・遊泳中に他の利用客に迷惑をかける行為や、事故につながる行為を行い、何度注意しても注意を聞かない場合は料金を返還してプール場内から退場してもらおう。

（例：プールサイドを走る、プールに飛び込む、他の利用客に暴力をふるう、プールサイドで飲食又は飲酒等をする 等）

緊急時措置

万が一遊泳中に事故が起こった場合には下記の通り対処すること。



- ・軽度な切り傷・すり傷以外はすべて医療機関に委ねること。
ケガ・溺れ発生時は必ず消防署へ連絡した後管理運営会社及び本部へ連絡を取り、家族に必ずその旨責任を持って連絡すること。
- ・事故の程度については、独自の判断を避け管理運営会社へ連絡、指示を仰ぐこと。
よって管理運営会社は緊急時の連絡先及び連絡方法を各プール管理者へ周知徹底しておくこと。
- ・病院代の支払いは本人負担とする。しかるのちに保険の適用。
- ・病院に運ぶ場合は必ず1名随行すること。(プール管理者はプールで事故状況及び原因の究明にあたること。よって監視員1名を随行させる)

泉南市学校プールろ過機一覧表

プール名	大プール	小プール
西信達中学校プール	ミウラ化学装置株式会社 型式 PA100-210 能力 100t/h 製造年月 昭和56年	ミウラ化学装置株式会社 型式 PA24-200 能力 24t/h 製造年月 昭和56年
砂川小学校プール	ミウラ化学装置株式会社 型式 MS-IV 能力 100t/h 製造年月 平成6年	ミウラ化学装置株式会社 型式 MS-I 能力 25t/h 製造年月 平成6年
新家小学校プール	東和工業 形式 LEP-10S 能力 100t/h 製造年月 昭和60年	
樽井小学校プール	ローレル株式会社 形式 LEP-10 能力 100t/h 製造年月 昭和59年	
信達小学校プール	ローレル株式会社 形式 LEP-10S 能力 100t/h 製造年月 平成元年	ローレル株式会社 形式 LEP-1 能力 10t/h 製造年月 平成元年
新家東小学校プール	ローレル株式会社 形式 LEP-10S 能力 100t/h 製造年月 昭和58年	ローレル株式会社 形式 LEP-1 能力 10t/h 製造年月 昭和58年
雄信小学校プール	理水科学 形式 RS-PM-5 能力 80~100t/h 製造年月 平成2年	
一丘小学校プール	ローレル株式会社 形式 LEP-10S 能力 100t/h 製造年月 平成4年	
東小学校プール	ローレル株式会社 形式 LEP-10S 能力 100t/h 製造年月 平成4年	
鳴滝小学校プール	ミウラ化学装置株式会社 型式 PA100-210 能力 100t/h 製造年月 平成8年	ミウラ化学装置株式会社 型式 PA24-203 能力 24t/h 製造年月 平成8年

平成 年 月 日 (曜日)						営業時間	: ~ :		
時間	天候	気温	水温	残留塩素					薬品投入量
12:00			大 °C	端		中		端	kg
			小 °C						中央
13:00			大 °C	端		中		端	kg
			小 °C						中央
13:45			大 °C	端		中		端	kg
			小 °C						中央
14:25			大 °C	端		中		端	kg
			小 °C						中央
15:05			大 °C	端		中		端	kg
			小 °C						中央
水深		中央	cm			両端		cm	
使用学校(団体)名		午前			午後				
入場者数		午前	大人 名			午後		大人 名	
			小人 名					小人 名	
傷病者及びその処置									
排水口の点検		蓋等は、ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。腐食・変形・欠落はないか							
		①遊泳開始前 (時 分点検)		異常		有・無			
		②遊泳中 (時 分点検)		異常		有・無			
		③遊泳中 (時 分点検)		異常		有・無			
		④遊泳終了後 (時 分点検)		異常		有・無			
その他						P H			
						測定時間		時 分	
						測定値			
水道メーター		遊泳開始前		m ³		記入責任者		㊦	
		遊泳終了後		m ³					
		差引(供給量)		m ³					

借 受 書

泉南市教育委員会 様

平成23年度泉南市学校プール管理及び一般開放管理業務に伴い下記要領により各プールの鍵を借受いたします。

記

借 受 鍵 別紙一覧表の通り

借受期間 平成23年度契約期間満了まで

そ の 他

- ・借受期間中に鍵の紛失、又は盗難にあった場合は速やかに教育委員会に連絡し教育委員会の指示に従い対処する。
- ・借受期間中に鍵を第三者に貸し出ししないものとする。しかし業務上どうしてもその必要が発生した場合は、教育委員会に貸し出しの事由を報告し許可受けてから貸し出しするものとする。
- ・借受期間中に鍵を無断で複製しない。
- ・借受期間の満了及び業務が終了した場合、速やかに鍵を教育委員会に返還する。

平成23年 月 日

借受者

Ⓔ

プール遊泳時の制限について

○ 大プール遊泳制限

- 1) 大プール遊泳は、原則といたしまして身長120cm以上の小学生より遊泳可能といたします。
- 2) 身長120cm未満の小学生以上の児童については、保護者さま同伴および監視の下、遊泳可能といたします。また、遊泳にしましては、保護者1名につき遊泳児童2名にて、安全対策に万全を期した上で、比較的浅い場所での遊泳をお願いいたします。
- 3) 小学生未満の幼児については、保護者さまの同伴および監視の下で浮き輪や、救命胴衣（ライフジャケット）着用等、安全を十分確保していただければ遊泳可能といたします。この場合は、保護者1名につき遊泳幼児1名にて、比較的浅い場所での遊泳をお願いいたします。
- 4) 同伴者である保護者さまにおいても、入場料金を徴収させていただきますので、あらかじめご了承くださいませ。
- 5) なお、入場可能な年齢は保護者同伴および監視の下での3歳以上、入場料金は小学生未満の幼児は無料となっております。

○ 小プール遊泳制限

- 1) 小プール遊泳にしましては、3歳以上小学生未満の幼児を対象に、保護者さま同伴および監視のもとで遊泳可能といたします。また、同伴遊泳にしましては、保護者1名につき遊泳幼児2名までの監視でお願いいたします。
- 2) 同伴者である保護者さまにおいても、入場料金を徴収させていただきますので、あらかじめご了承くださいませ。

以上、みなさまにおかれましては、児童の安全を考慮したプール運営にご理解とご協力賜りますようお願いいたします。

プール施設一覧表

プール名	所在地
西信達中学校プール	泉南市岡田3丁目24番1号
砂川小学校プール	信達市場450番地の6
樽井小学校プール	泉南市樽井4丁目29番1号
信達小学校プール	泉南市信達牧野861番地
新家東小学校プール	泉南市兔田729番地の3
新家小学校プール	泉南市新家975番地
雄信小学校プール	泉南市男里3丁目11番1号
一丘小学校プール	泉南市新家285番地の7
東小学校プール	泉南市信達金熊寺553番地
鳴滝小学校プール	泉南市鳴滝1丁目1番

施設名	砂川小学校プール
所在地	泉南市信達市場450-6

